

**令和8年度（2026年度）熊本県立美術館
「美術館観覧料徴収等業務員（熊本県会計年度任用職員）」
採用試験（試験案内）**

1 職名

美術館観覧料徴収等業務員（熊本県会計年度任用職員）

2 職務内容

県立美術館本館での展覧会の観覧料徴収等に係る業務

3 採用予定人数

3人

4 勤務条件等

- (1) 職 の 区 分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任 用 期 間：令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用（連続2回を限度、通算3年まで）を行うことがあります。
- (3) 勤 務 地：熊本県立美術館本館（熊本市中央区二の丸2番）
- (4) 勤務時間等：原則 7. 5時間勤務（9:00～17:30、8:30～17:00）（週3日）
6. 5時間勤務（8:30～16:00）（週1日）
※1 土・日・祝日の勤務有り
※2 1か月につき20日以内、1週間につき29時間以内
- (5) 報 酬 等：①報酬日額 7. 5時間勤務 9,502円～10,603円
6. 5時間勤務 8,235円～9,189円
②通勤手当 実費相当額を支給
③期末手当 令和7年6月期：最大1.2625月 12月期：最大1.2625月
④勤勉手当 令和7年6月期：最大1.0625月 12月期：最大1.0625月
※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。
※2 報酬日額、通勤費用、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。
※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。（勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます）
※4 期末手当支給月数は、今後、条例及び人事委員会規則の改正をもって確定となる予定ですのでご注意ください。
- (6) 休 憩 時 間：原則 ①11:00～11:30・13:30～14:00、②11:30～12:30、③12:30～13:30、
④12:00～13:00のいずれか（勤務シフトによりパターン変動）
- (7) 休 日 等：原則 月曜日とその他の日で週休3日（シフト制休日）
※ただし、月曜日が祝日の場合は翌平日が休み。
- (8) 社 会 保 険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによります。
- (9) 公務災害等保障：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによります。

- (10) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (11) 地方公務員法の適用：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。(服務の宣誓・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務・信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務・職務に専念する義務・政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限(パートタイム勤務の者を除く)等)
- (12) 退職に関する事項：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例

5 受験資格

パソコンの基本操作技術(ワード・エクセル)を有する方

ただし、次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7 試験の日程等

(1) 日 時：令和8年(2026年)2月24日(火)

(2) 会 場：熊本県立美術館 **分館** 3階会議室・応接室
熊本市中央区千葉城町2-18

※ 応募者には、後日、集合時間等の詳細を御案内します。

(3) 合格発表：令和8年(2026年)3月 3日(火)

※合格者の受験番号を熊本県及び熊本県立美術館本館のホームページに掲載します。
また、郵送により文書でも合否を通知します。

8 応募方法

申 込 手 続	申 込 先	熊本県立美術館本館 総務企画課 〒860-0008 熊本市中央区二の丸2番地 電話 096-352-2112
	提 出 書 類	① ハローワークからの紹介状 ② 履歴書(市販の様式で可) ③ 受験票
	申 込 方 法	○ ハローワークで募集を行いますので、「①ハローワークからの紹介状」、「②履歴書」、「③受験票」を上記の申込先に郵送又は持参してください。 ※受験票は応募者に試験の日時をお知らせするためのものです。様式の点線部分で切り取り、郵便はがきにはがれないよう貼付し、宛名面には応募者の郵便番号、住所、氏名を記入してください。 ○ 郵送する場合は、必ず 特定記録郵便 で、封筒の表に「 美術館会計年度任用職員申込 」と朱書きしてください。

		※写真（申込前3ヶ月以内に写したもので、本人と確認できるもの。縦横各3.5cm程度）には、裏面に氏名と生年月日を記入して所定の箇所に貼ってください。
	受付期間	令和8年（2026年）2月17日（火）まで ※ただし応募多数の場合は、上記期限内であっても申込み受付を締め切ります。
	持参	受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 美術館本館の事務室入口からお入りください。※月曜日に持参する場合は事務室入口の警備員に手渡し、翌日以降受付状況を御確認ください。
	郵送	令和8年（2026年）2月17日（火）まで必着。
その他		受験票は受付期間終了後に郵送しますが、2月20日（金）までに届かないときは、熊本県立美術館総務企画課（096-352-2111）まで御連絡ください。

9 採用方法等

- （1）最終合格者については、「美術館観覧料徴収等業務員（会計年度任用職員）任用者名簿」（以下「任用者名簿」という。）に掲載し、令和8年（2026年）4月1日以降、会計年度任用職員の採用が必要な時期に、成績の上位者から採用します。
- （2）成績の上位者が採用を辞退した場合や、年度途中で退職した場合は、次の成績上位者から順に採用します。
- （3）任用者名簿の有効期間は、合格発表の日から令和9年（2027年）3月31日までとしますが、有効期間内の会計年度任用職員に任用数が任用者名簿掲載者よりも少ない場合は、採用されないこともあります。

10 試験結果の開示について

この試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票又は合格通知書を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に直接開示場所（美術館）へおいでください。ただし、月曜日（休館日）は受け付けできません。

また、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

11 申込先・問い合わせ先

熊本県立美術館本館 総務企画課
〒860-0008 熊本市中央区二の丸2番
電話番号 096-352-2112